

よくある質問（追加分）

平成29年6月26日追加分

番号	項目	Q	A
1	対象事業	新築時に長期優良住宅の認定をとった住宅は補助対象となるか。	原則として補助対象外です。 ただし、三世帯同居対応改修工事を実施する場合であって、長期優良住宅の認定が継続される場合は、三世帯同居対応改修工事に限り補助対象とします。また、インスペクション費用等も補助対象となります。
2	対象事業	国の補助金のうち併用できるものとできないものの差は何か。	補助対象が重なり得るものについては、併用できません。 【併用できない事業】 ・住宅ストック循環支援事業 ・住宅の断熱改修による省エネ化（省エネリフォーム）の支援事業（高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業） ・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業 ・住宅・建築物安全ストック形成事業（地方公共団体を通じた耐震診断・耐震改修に対する補助） ・賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業 【併用できる事業】 ・家庭用燃料電池システム導入支援事業（併用する場合は別契約とすること）
3	対象事業	併用できない他の国の補助金について、過去に既に他の補助事業が完了している場合でも活用できないか。	他の国の補助金が住宅ストック循環支援事業の場合は、同じ住宅で併用することはできません。 それ以外の事業については、既に補助事業の手続きが全て完了しているものであれば適用可能です。
4	対象事業	地方公共団体が実施している「住宅・建築物安全ストック形成事業」とはどのようなものか。 また、「住宅の断熱改修による省エネ化（省エネリフォーム）の支援事業」とは具体的にはどのような補助事業か。	地方公共団体が実施している「住宅・建築物安全ストック形成事業」とは、耐震診断や耐震改修の一部に補助するもので、地方公共団体の予算のほか、国の予算も含まれており補助は地方公共団体で受け付けられ交付されます。補助事業の名称は地方公共団体により異なりますが、耐震診断や耐震改修に対する補助事業は一般的にはこれに該当します。 経済産業省が実施している「住宅の断熱改修による省エネ化（省エネリフォーム）の支援事業」とは、「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業」です。
5	補助額	単価積上方式の場合、土台等への防腐防蟻薬剤塗布と、土壌処理薬剤による土壌処理は両方補助対象にできるか。	両方実施する場合には両方補助対象になります。ただし、処理対象が異なりますので、薬剤の種類、用量、施工方法等は、各処理に適切なものを選択していただくことが必要です。
6	補助額	単価積上方式の場合、内訳書の工事金額と設定単価による金額を比較する必要があるか。	必要ありません。
7	補助額	「別表-6単価積上方式に係る補助対象工事の単価」にない工事は補助対象にならないのか。	別表6にない工事は補助対象とはなりません。 別表6の補足資料を実施支援室のホームページで公開していますので、そちらを合わせてご確認ください。
8	補助額	補助率方式の場合で、耐震改修や、給排水管の交換工事を実施する場合、道連れ工事として床の張り替え工事を補助対象として良いか。	補助対象とすることができます。ただし、従前の床の仕様と同等のもののみを補助対象とします。（高価な材料等の場合は補助対象外。）

番号	項目	Q	A
9	構造躯体等の劣化対策	「リフォーム前後ともに評価基準に適合しているが、リフォーム前後で性能が向上していない（同じ仕様など）リフォーム工事」はその他性能向上工事であるが、現状で外壁通気構造となっているものの外壁材の取替え工事（サイディングの貼り替え等）はその他性能向上工事に該当するか。	単なる外壁材の取替え工事は、「構造躯体等の劣化対策」に関する工事にはあたりません。ただし、インスペクションで指摘を受けた場合には、劣化事象の補修工事としてその他性能向上工事に該当します。
10	耐震性	昭和56年5月以前の住宅において筋かいを増やす必要が生じたが、ホールダウン金物で基礎への固定ができない。このような場合の対処方法が知りたい。	基礎からの固定を必要としない金物が製品化されています。そのような製品の活用をご検討ください。
11	耐震性	無筋基礎の住宅において、耐震性を確保するための改修としてどのような手法が考えられるか。	次のいずれかの補強法によることが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> 平成17年国交省告示第566号に基づく補強（いわゆるツイン基礎補強） （一財）日本建築防災協会において、「住宅等防災技術評価制度」が実施されておりますので、当協会にて評価を受けた技術を用いることが考えられます。下記のHPより評価を受けた技術を閲覧できます。 http://www.kenchiku-bosai.or.jp/evaluation/jyutakuhyouka.html
12	耐震性	評価基準による耐震性の判断について、建築確認は受けているが確認済証がない場合、登記事項証明書や、税務関係の書類でも証明は可能か。	公的機関が発行した登記簿や税務関係の書類で、建築日が記載されているものであれば、着工日のエビデンスとするが可能です。ただし、竣工後リフォームを行っていないことや、登記上で着工日が十分に余裕を持って昭和56年6月1日以降であることを確認できる事が必要です。
13	省エネルギー対策	エコキュートの年間給湯効率について、2011年より古いものはJISの数値がなく性能が向上することを証明できない。古い給湯器の効率を確認する方法はないか。	日本冷凍空調工業会標準規格JRA4050による年間給湯効率（APF）により確認できます。 <ul style="list-style-type: none"> 追焚なし又は給湯単機能のもの JIS C9220の年間給湯効率＝APF-0.5 追焚あり JIS C9220の年間給湯効率＝APF-0.7
14	事業者登録	リフォーム事業と買取再販事業のどちらも行う事業者の場合、どちらで登録すれば良いか。	リフォーム事業と買取再販業者の両方に登録してください。
15	着手時期等	変更契約の日付が、事業者情報の公表日以降であれば良いか。	当初結んだ契約書の日付が、事業者情報の公表日以降である必要があります。
16	着手時期等	事業者登録前にインスペクションや長期優良住宅の認定申請を実施しても良いか。	構いません。ただし、インスペクション等の費用については事業者登録後に契約し実施したもののみ補助の対象となります。
17	着手時期等	完了実績報告を提出する際、完了日はいつの日付を記入すればよいのか。	請負契約に基づいて発注者に引き渡した日を記入してください。

番号	項目	Q	A
18	着手時期等	工事着手は、どのように判断するのか。	補助対象になる工事、ならない工事を問わず、当事業で補助を受けようとする工事を含むリフォーム工事の請負契約に基づき行われる工事のいずれかに着手することを指し、本事業では、契約書上の工事の始期をもって判断します。インスペクションやサンプル調査等を含めた契約書とする場合は、それぞれの実施時期がわかるような工期設定としてください。
19	着手時期等	契約書に記載の工期の始期を工事着手日とするとマニュアルに記載があるが、支援室の審査が間に合わない、あるいは早まった場合は着手日を変更することは可能か。	審査が全て完了しなくても、書類の不足や、重大な誤り等がなければ受領証を発行します。受領証が発行されれば、工事に着手することが可能です。契約書に記載の工期の始期を早める場合は、工期について変更契約を行ってください。
20	着手時期等	受領書の発行が遅れ契約の始期を過ぎてしまった場合はどうすればよいのか。	工期について、変更契約することは可能です。